

平成30年第2回八千代町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月12日（火曜日）午前9時04分開議

本日の出席議員

議長（6番）	上野 政男君	副議長（3番）	大里 岳史君
1番	増田 光利君	2番	国府田利明君
4番	廣瀬 賢一君	5番	大久保弘子君
7番	中山 勝三君	8番	生井 和巳君
10番	水垣 正弘君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

9番 大久保 武君

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	教 育 長	赤松 治君
会 計 管 理 者	中久喜 勉君	秘 書 公 室 長 兼 秘 書 課 長	青木 喜栄君
総 務 部 長	野村 勇君	企画財政部長	中村 弘君
保健福祉部長	塚原 勝美君	産業建設部長	生井 俊一君
総 務 課 長	生井 好雄君	消防交通課長	宮本 克典君
税 務 課 長	鈴木 衛君	まちづくり 推 進 課 長	馬場 俊明君
財 務 課 長	大里 斉君	福 祉 課 長	川村 俊之君
長寿支援課長	宮田 圭子君	国民年金課長 兼 健 康 増 進 課 長	飯ヶ谷智巳君
産業振興課長	飯岡 勝利君	都市建設課長	木村 和則君
環境対策課長	宮本 正巳君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮本 正美君
教育次長兼 学校教育課長	青木 和男君	給食センター 所 長	青木 一樹君

総務課補佐 中川 貴志君 財務課主査 安江 薫君

議会事務局の出席者

議会事務局長 秋葉 松男 主査兼係長 鈴木 佳奈
主 幹 田神 宏道

議長（上野政男君） 引き続きご参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第2号）

平成30年6月12日（火）午前9時開議

日程第1 通告による一般質問

議長（上野政男君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合は退場を命ずることがありますので、あらかじめご注意を申し上げます。

また、八千代町議会傍聴規則第9条の規定により、傍聴席における写真、動画等の撮影及び録音等につきましては禁止されておりますので、ご注意を申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

また、本日の会議におきまして、町広報係による写真撮影を許可いたしましたので、ご了承を願います。

ここで、脱衣を許可いたします。

日程第1 一般質問

議長（上野政男君） 日程第1、通告による一般質問を行います。

順序に従いまして質問を許します。

初めに、5番、大久保弘子議員の質問を許します。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告順に従って質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目の質問項目といたしまして、広報紙の配布についてお伺いしたいと思っております。近年高齢化や若い世代の地域意識の変化、また社会情勢の変化に伴い、地域での活動が困難、あるいは個人の事情により行政区に加入されていない町民の方がふえつつあります。各地域でもさまざまな理由から組合から抜ける方も出てきていると聞きます。つい先日もある地域の80代半ばのひとり暮らしの高齢者が非加入のため、町の情報は全くわからないと言っていました。中央地区高野行政区、私の居住する地域ではありますけれども、町の中心である地域ですが、約400戸のうち新しく居住された方、アパート等に居住されている方、高齢者のみの世帯等約半数が非加入世帯になっております。それに伴い、町の広報を知る機会が狭められています。全ての町民の皆さんが平等に町の情報を知る機会を得られるよう手だてをとるべきではないでしょうか。

そこで、1つ目に、町の全世帯数について。

2つ目に、現在の発行数、配布数について。

3つ目に、行政区非加入者に対しての周知方法、配布について。

4つ目に、今後の対策についてお伺いいたします。

次に、2番目として、学校給食費の無料化についてお伺いいたします。全国で学校給食の無料化や助成額の増額など、保護者負担を軽減する制度が広がっています。県内でも太子町の完全無料化を初め、常陸太田市の今年からの2分の1補助、筑西市の月1,300円の補助、将来無料化にということを目指しております。また、第2子半額、第3子全額補助など、各地で助成額を増額する取り組みが進められています。子どもの健全な発達を支える上で栄養バランスのいい給食は重要な役割を果たしますが、無料化によって給食費の心配がなく、平等に全ての子どもたちに給食が提供できることは望ましいことです。憲法26条において、義務教育はこれを無償とするとされていますが、現実には無償なのは授業料と教科書に限られており、文科省の2016年子供の学習費調査によれば

ば、副教材費、実習教材費、部活動費、修学旅行費、学校への納付金などは公立小学校で年間約10万円、公立中学校で約18万円となっています。公立の義務教育を受けるだけでこんなにお金がかかるのはとてもおかしいことです。

子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためにも食が重要だとする食育基本法が2005年に定められ、給食が学校生活の一環として位置づけられました。学校給食は義務教育無償の原則に従って無料化を目指すべきではないでしょうか。福祉や教育の充実こそ住みたいまちづくりの根幹ではないでしょうか。

そこで、1つ目に、現在の児童生徒数について。

2つ目に、完全無料化した場合の町負担額について。

3つ目に、第2子以降を無料にした場合について。

4つ目に、第2子を半額にした場合について。

5つ目に、第3子のみ全額にした場合について。

最後に、今後の対策についてお伺いいたします。

通告3番目として、高齢障害者の介護保険総合事業への移行についてお伺いいたします。障害者が65歳になると介護保険の利用が優先され、無料で福祉サービスを利用してきた低所得者にも1割負担が発生することになり、厳しい批判の声が上がりました。2016年には償還払い制度が設けられましたが、総合事業は負担軽減の対象とならず、要介護認定で要支援に該当した場合、利用料を負担しなければなりません。障害の区分と要介護認定には乖離があり、障害者区分3の場合34%、区分4の場合12%、区分5の場合でも6.7%が要支援となっています。全身麻痺で電動車椅子を使用する人が介護保険では要支援2にしかないなど、要支援に該当する人が多いことがわかりました。

そこで、当町の場合、介護保険総合事業が始まり1年が過ぎましたが、この間要支援1、2に移行した高齢障害者は何人いるのか、そして負担はどうなっているのか、お聞きいたします。

2つ目として、高齢重度心身障害者の場合はどうか、お伺いいたします。

以上で1回目の一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 秘書公室長。

（秘書公室長兼秘書課長 青木喜栄君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（青木喜栄君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告によりまず一般質問にお答えをいたします。

広報紙の配布につきましてのご質問ですが、初めに現在の世帯数と広報紙の発行数及び配布数でございますが、世帯数につきましては、平成30年6月1日現在で、外国人も含めまして7,690世帯でございます。

続きまして、広報紙の発行数及び配布数でございますが、毎月6,000部を発行しまして、区長さんを通じての行政区加入者への配布、それと有料購読者や関係機関への送付分、さらにはこの後ご説明いたしますけれども、町内各所に設置しているものを加えますと、約5,700部が配布数となります。

次に、行政区非加入者数と非加入者に対します周知方法や配布についてでございますが、先ほどご説明いたしました7,690世帯のうち、行政区に加入している世帯が5,099世帯、加入していない世帯は2,591世帯でございます。また、周知方法及び配布方法等につきましては、まず町内におきます広報紙の設置場所でございますが、現在役場庁舎1階や中央公民館、総合体育館や図書館などの公共施設だけでなく、町内金融機関、そして町内郵便局にも依頼し設置をしております、これらをご自由にお持ち帰りいただいているところでございます。そして、これら設置場所の周知方法につきましては、毎年4月下旬に行政区非加入者を対象とした町指定ごみ袋の無償配布を行っております、その際にお知らせ文書を作成しましてご案内をしているところでございます。また、問い合わせ等があった際には、そちらで入手をしていただくよう個別での対応をしております。

最後に、今後の対策についてでございますが、広報紙の発行が町民の皆様にとり組みをよく知っていただくことを目的としていることから、大久保議員ご指摘のように、いつでも気軽に入手できます環境を整えておくことが必要であると認識しております。今後より一層町民の皆様にご覧いただけますよう、他自治体の取り組みも参考にいたしまして、周知及び配布方法につきまして町のホームページやSNS等も活用しながら引き続き検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

学校給食費につきましては、学校給食法第11条第2項の規定により、学校給食に要す

る経費は保護者の負担とするとなっております。しかし、給食費の条件つき無償化や一部公費による負担を実施し、保護者の負担軽減を実施している自治体もございます。本町では現在少しでも保護者の負担軽減になるよう、児童生徒1人当たり年間で5,150円を補助してございます。

さて、ご質問の児童生徒数でございますが、本年4月1日現在で小学生が1,089人、中学生が591人、合わせまして1,680人でございます。この中で1人のみ在籍しているのは715人で、きょうだいで小中学校に在籍しているのは、それぞれ2人きょうだいが334組、3人きょうだいが84組、4人きょうだいが10組、そして5人きょうだいが1組でございます。

児童生徒の給食費個人負担額は、児童生徒合計で約7,500万円になります。これは、小学生が月額3,950円、中学生が月額4,250円で、8月分を除く11カ月分になります。

議員お尋ねの条件ごとに無料化した場合の金額でございますが、第2子以降を無料化した場合約2,360万円、2子以降を半額にした場合約1,180万円、第2子半額、第3子以降全額無償とした場合は約1,410万円、第3子以降のみ全額無料とした場合は約460万円がそれぞれ収入の減となってまいります。現在賄い材料費は給食費及び町からの定額補助によって賄っておりますので、引き続き法令の基準に従い、保護者からもご負担をいただきながら、安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私へのご質問は、学校給食費を無料化した場合の財源についてでございますが、学校給食の財源につきましては、平成30年度予算で給食費の個人負担金として8,545万5,000円の歳入を見込んでおります。歳入の中には職員分の負担金908万2,000円が含まれておりますので、児童生徒の負担分は7,637万3,000円となります。学校給食法に基づき学校給食費として保護者に負担していただいております経費は、給食に使用する食材の実費で、基本的には受益者負担の考え方によるものでございます。

歳出につきましては、給食の賄い材料費として9,426万7,000円を計上しております。歳出予算の中には給食向上助成事業といたしまして、児童生徒1人当たり年間5,150円、

881万2,000円を賄い材料費に対して助成をいたしております。

給食費の無料化につきましては、茨城県内でも大子町が完全無料化を実施しているようでございます。当町で給食の完全無料化を実施した場合の町負担額は、予算ベースの積算になりますが、児童生徒分の給食費の負担分7,637万3,000円と給食向上助成事業として支出しております881万2,000円の合計額8,518万5,000円の財源が毎年必要になってまいります。毎年8,500万円余りの財源を確保しなければならないわけですが、町の財政状況は、町民税や固定資産税などの町税が増収となっているものの、地方交付税などの大幅な一般財源の減収に加え、医療、福祉関係経費や特別会計への繰出金が増加をいたしております。そうした状況の中で、将来のまちづくりを見据えて八千代工業団地の整備や八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進をしております。また、八千代町行政改革大綱及び八千代町第3次行財政集中改革プランを踏まえまして、歳入、歳出の両面からさまざまな見直しを行っております。

こうした状況も踏まえまして、町として学校給食法が規定する受益者負担の原則に基づきながら、近隣市町村の動向を注視し、町総合計画や総合戦略との関連性に配慮するとともに、担当部局である教育委員会と歩調を合わせまして学校給食全般についての調査を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えいたします。

私への質問は、3番、高齢障害者の介護保険総合事業への移行について、(1)、移行した場合の負担と対象者数及び通知方法についてでございますが、介護保険制度は、介護が必要となった主に65歳以上の高齢者に対し、個々のケアプランを作成し、入浴、食事等の介護、機能訓練など日常生活に必要なサービスを提供するものでございます。

高齢障害者の方が介護保険総合事業に移行した場合の負担と対象者数及び通知方法についてですが、移行した場合には、同等のサービスがある場合には原則介護保険サービスが優先され、利用者の負担が1割となりますので、負担が大きくなる場合がございます。このため、改正障害者総合支援法が平成28年5月25日に可決成立し、平成30年4月1日から施行されることになりました。この改正によりまして、高齢になった低所得の

障害者の方に対して、市町村は高額障害福祉サービス費等給付費を支給することで、移行した方の負担を軽減することになっております。ただし、具体的な要件につきましては今後政令で定めることになっておりまして、詳細につきましては現在のところまだ不明でございます。

また、対象者数及び通知方法についてですが、平成30年3月末現在でマル福受給者の重度心身障害者は504人で、その内訳は、65歳以上の重度心身障害者が297人、65歳未満が207人です。現在65歳未満の方が移行するとした場合は、207人の方が対象となります。その方たちへの通知方法につきましては、65歳到達時に個々に後期高齢者医療保険制度への加入通知を送付し、切りかえ手続を行うよう案内しております。

なお、医療費の負担につきましては、これまで同様、県内の医療機関において通院、入院時とも自己負担はありません。県外等の医療機関で入院、通院された場合は、申請により自己負担分を返還することになります。

次に、(2)、重度心身障害者のマル福申請についてでございますが、医療福祉費支給制度、通称マル福でございますが、該当の重度心身障害者の方が介護サービスを利用する場合も通常の場合と同じで、長寿支援課の窓口申請し、認定調査を受けていただくこととなります。重度障害者の方が65歳到達時には後期高齢者医療制度への加入が必要となり、それまで加入されていた社会保険、国民健康保険から切りかえ手続を行っていただくことにより、引き続きマル福制度を利用することが可能となります。

したがって、マル福の該当者が介護保険制度によるサービス提供を受ける場合は、新たに認定申請を行っていただく必要がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号5番、大久保弘子議員の通告による一般質問にお答えします。

行政区非加入者への広報紙の配布につきましては、先ほど秘書公室長が答弁したとおりでございます。広報紙は町民の皆様に町の取り組みをよく理解していただくことを目的に発行しております。今後町といたしましても設置場所をふやすなど、いつでも気軽に入手いただけるよう環境を整えるよう検討してまいります。

次に、学校給食費の無料化につきましては、企画財政部長及び教育次長が答弁したと

おりです。学校給食費は法律の規定により受益者負担が原則になっております。しかしながら、安全で安心な給食を提供するとともに、地場産の野菜を子どもたちに食べてもらおう、いわゆる地産地消の観点から原則として地元の野菜を多く使っているため、野菜が高騰した場合は保護者の負担が大きくなってしまいますので、八千代町でも少しでも保護者に負担軽減になるよう、児童生徒1人当たり年間5,150円を公費から負担をしております。

また、生活困窮者等につきましても、法令等の基準に従い対策を講じておりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再質問をさせていただきます。

1つ目に、広報紙の配布についてですけれども、先ほど町長及び担当課、秘書室長のほうから答弁をいただきました。5,700世帯に配布されて、現在の発行数ですか、非加入世帯については2,591世帯と先ほど伺ったような気がしますが、現在5,091世帯のうち2,591、ですから半数の世帯が非加入になっているのではないかと今の答弁では思いましたが、その半数の方が直接広報を得るという方法にはなっていないで、各配布場所に行かなければ入手できないということになると思います。高齢者の先ほどのひとり暮らしですと、家から出ることもなかなか難しい状態にもある方もいらっしゃいます。そういう場合に、ごみ袋で1年に1回配布して、こういうところに配置されていますよということを伝えているというお話でしたけれども、毎月毎月広報が出るたびにその配置場所に行かなければならないということになるのではないかと思います。非常にさまざまな条件のある非加入世帯の方がおられるとは思いますが、そういう入手困難な方にその場所に行かなければ手に入らないという状況は町の損失にもつながるのではないかなと思います。皆さんが情報が得られないということですので、町がこんな積極的に取り組みを行っているということも知らないということになると思います。約半数の方がそういう世帯であるという状況ではないかなと思います。

先ほど町長から、入手場所、設置場所をふやしていくということをおっしゃられましたけれども、町民の方は平等に税金を納めておられるわけですから、そういう方々に配

布をされる、何らかの方法で配布をされるということが大事ではないかなと思います。

また、今回保健福祉部のほうで総合的な福祉の案内板ですね、冊子にして発行していただきましたけれども、その案内板も詳しく載っているわけですが、その案内板も回覧板で回されるという、そういう状況ですので、手に入らない方、そういう方のほうが福祉を必要としている方が多いのではないかなと思います。

有料購読者数ということで先ほど答弁がありました。しかし、お金を払わなければ入手できないということなのかなと思いましたけれども、皆さんが平等に納めている税金の中から発行されている、そして届けられているものですので、有料購読というのはどういうものなのかなと思います。

次に、学校給食費の無料化についてですけれども、先ほど現在の児童生徒数、そして完全無料化した場合の町負担についてご答弁をいただきました。現在2018年度の資料ですが、約1,000万円が現在でも生徒に補助されているということになると思いますが、完全無料化した場合、約7,500万円というご答弁でした。それで、1,000万円の現在補助しているということですから、約6,500万円町が負担すればどの子も無料で給食が食べられるというのですか、そういうことになると思うのですが、学校の子どもたちがやはり給食を食べるというだけではなく、教育の一つとして位置づけられておりますから、食育も考えた上でもやはりどの子にも無償で給食が食べられるという、そういう教育を受けられるということが非常に大事ではないかなと思います。

財源の話もありました。財源は7,600万円ほど現在、プラス881万円ということで財源が給食費を含めて賄われているということですが、完全無料化を目指すのが本当の自治体のあり方であるかなと思います。福祉や教育の充実ということで皆さんが住みたいまちづくり、住みたいと思うまちづくり、これがやはり根幹だと思いますし、そうすることによって八千代町に住みたいと、子どもたちの給食費が無料になったと、あるいは半額負担になったということで若い世代が居住するという方向になっていくのかなと思います。

また、半額にした場合、財源ですけれども、3,750万円が必要ですが、現在約1,000万円の補助をしているわけですから、2,750万円が半額になるのではないかなと思いますが、その財源ですが、今回の町税改正で浮く金額、先日町税改正に基づく議案が出されまして可決しましたが、それによる財源が2,800万円ほど浮くわけですが、そういう財源を使って子どもたちの給食費に充てるということができないのではないかなと思います。

また、ほかの自治体ではふるさと納税などを財源に加えているところもあります。八千代町の場合は約2,000万円ふるさと納税があると聞いております。これは不安定財源ではありますけれども、今後も続けられていくと思いますので、そういうことを考えれば、4,000万円、4,800万円と、そういう子どもたちに負担に対する軽減ができるのではないかと思います。

また、そのほか今回国保の一般会計法定外繰り入れを6,000万円削減しました。それが通りました。それで、法定外繰り入れ、平均して1億6,000万円という町長からも答弁をいただいておりますが、その6,000万円が減額された、それで一般財源が浮くということになりますので、それを全額給食費に回すとか、そういうことではありませんが、その一部を使えば給食費の大きな軽減になるのではないかと考えております。それについてご答弁を求めたいと思います。

次に、3番目に、高齢障害者の介護保険の総合事業への移行についてですが、障害者が65歳になると、先ほども答弁がありましたように、介護保険のほうに移行するということになりまして、1割負担ということになります。それで、軽減策も先ほどお伺いしましたけれども、総合事業に移ることによって要支援1、2に該当した場合は利用料を負担しなければならないという、そういう状況になっております。これまで65歳になるまでは障害者としてサービスを無料で受けてきたり、そういうことでありましたけれども、そのサービスが負担がふえるということになります。しかも、障害者であれば所得も十分ではないのではないかなと思います。先ほどお伺いしましたように、要支援2、1とかという判定が大幅違うようです。今後のことですが、この負担、65歳以上の高齢者の障害者について負担が軽減されるよう求めるものです。

また、高齢重度心身障害者の場合マル福の申請が可能ということですが、高齢重度心身障害者のうち精神障害者については1級までしかマル福は使えないということに現状はなっているようですけれども、精神障害者の2級の方もしっかりマル福の申請をできるように、そしてそれが可能なように求めるものです。

以上、2回目の質問を終わらせていただきます。答弁によってはまた再々質問をさせていただきます。

議長（上野政男君） 秘書公室長。

（秘書公室長兼秘書課長 青木喜栄君登壇）

秘書公室長兼秘書課長（青木喜栄君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再質問にお答

えさせていただきます。

先ほど非加入世帯への通知方法といたしまして、ごみ袋配布等の発信だけではまだまだ不十分というようなことで、家から出られない人につきましては設置場所等なかなか行けないと、そういうようなご指摘がございました。さらには、もっと平等に皆様に広報紙が届けられるようにと、このようなご質問かと思えます。今後も町の組織、さらには団体等横断的にご協力をいただけるような取り組み、そして何らかの行事の際にそういう周知ができる適切な機会があるかどうか、さらには比較的若い方にはホームページ、そしてまたSNS等を駆使して周知をできないか、さまざまな角度で引き続き検討してまいりたいと思えます。

しかしながら、これでもまだ不十分であると認識しておりますので、今後も検討課題であると理解をしているところでございます。よろしく願いいたします。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

再質問の内容ですけれども、平成29年度にふるさと納税で2,000万円の寄附があり、また納税組合や全期前納奨励金の廃止で浮いた財源、あるいは国保特別会計への法定外繰出金でございますけれども、1億6,000万円から1億円に、6,000万円削減したわけでございますけれども、これらの一部を使いまして学校給食に対する助成額の拡充ができるのではないかというご提案かと思えます。

まず、ふるさと納税の寄附を財源として、近隣の境町では平成28年9月から第1子、第2子を半額補助、第3子以降の全額補助を実施しているようでございます。ただし、これは3年間の期限つきで試行、お試し期間ということで3年間の期限つきで試行しているようでございます。ふるさと納税は寄附の申し込みの際にどの分野、例えば福祉、生活環境、教育、産業などの分野に寄附金を活用してほしいのか、その使い道を寄附者本人に確認しております。平成29年度の寄附では教育に関することに寄附した割合は全体の16.8%、金額で340万円でございます。ふるさと納税の寄附者の意向を踏まえすと、給食費の無料化に当町のふるさと納税の寄附の財源を全て充ててしまうことの是非もあるかと考えられます。

なお、ふるさと納税につきましては、6月1日からポータルサイトを1つ追加し、ま

た返礼品の追加、拡充、PRチラシの作成などをしておりますが、引き続き財源確保のためふるさと納税事業を推進してまいります。

また、納税組合や全期前納奨励金の廃止に伴います財源の活用ということでございますが、事業の見直しで生み出されました貴重な財源でございます。経常的に予算化されていた財源でございますから、町長が提案理由で申し上げましたとおり、その財源につきましては社会福祉の向上に役立てる財源として、特に高校生までのマル福拡充分として活用してまいりたいと考えております。

最後に、国保特別会計への法定外の繰出金の削減についてでございますけれども、ここ数年来ですけれども、国保特別会計への繰出金が、国保特別会計に限らないのですけれども、特別会計への繰出金がふえております。特に平成28年度におきましては、高額薬剤によりまして全国的に医療費が2割も伸びるような結果となりました。このため、国のほうでも2年に1回の薬価基準の見直しを急遽実施いたしまして、薬価の引き下げを行ったわけでございます。こうしたことによりまして法定外の繰出金がふえているわけなのですが、これにつきましては、法定外の繰り出しをするわけですから、一般会計から特別会計にするわけですけれども、特別会計につきましては独立採算という原則がございますし、またそれらの繰出金が増加していきますと、一般事業におきます与える影響が大きいということで、制度改正を機に国保特別会計のあり方について抜本的な見直しをお願いしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 5番、大久保弘子議員の再質問にお答えいたします。

高齢障害者の方が介護保険の総合事業へ移行した場合の軽減をということでございますが、先ほどご説明させていただきましたように、高齢になった低所得者の方ですが、障害者の方ですが、そういった方の場合には法が改正されまして、市町村におきましては高齢障害者福祉サービス費等給付費を支給するというようになっておりまして、移行した方の負担を軽減することになっております。ただ、先ほども申し上げましたように、詳細についてはまだわかっておりませんので、負担軽減がされていくということでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、精神障害者の方でございますが、現在精神障害者の方におきましては、マ

ル福制度の該当とはなっておりません。該当されている方につきましては、特別児童扶養手当1級の対象になっているか、障害年金1級に該当しているかということをございまして、その方が精神障害者になっているということをございまして、現在マル福制度の該当にはなっておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、そのマル福の適用につきましても、近隣市町村の動向等を踏まえまして調査をさせていただきます。また県の方針等もあるかと思ひますので、調査をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

5番、大久保弘子議員。

（5番 大久保弘子君登壇）

5番（大久保弘子君） ただいま議長より許可をいただきましたので、再々質問をさせていただきます。

1つですけれども、学校給食費の無料化について先ほどご答弁をいただきました。財源についても企画財政部長より答弁をいただきましたが、さまざまな使い道があるということですが、現在、これまで助成額、補助額が約1,000万円補助していたわけですね。それで、今回の町税改正で浮くお金は2,800万円余りあるわけです。そして、第2子以降無料にした場合は1,000万円以下で済むわけなのですけれども、済むというか、助成ができるということだと思いますが、そのうち1,000万円が今助成されているわけですから、約1,000万円ほど助成をふやせば子どもたちの2子以降を無料にすることができるのではないかと思います。

ですから、町税改正で浮いたお金、2,800万円余りの半分以下で子どもたちの2子以降の無料を実現できるのではないかと、今私の頭の中ではそういうふう感じております。ですので、ふるさと納税や国保の法定外繰り入れの減額分を含まなくても第2子以降は無料にできるというふうになるのではないかと思います。完全無料化はどここの自治体も、今現在は太子町ですが、今後どの自治体もそれを目標に助成をふやしていくという状況になってきておりますので、八千代町でも今定住促進というまちづくりが進められておりますけれども、本当に若い世代がこの町に住む、住みたい、若い世代が住んでここに居住をする、そしてずっと住みたいというふうになるのにはやはりそういう教育が拡充されたり充実されたりすることが大事な一つの政策ではないかと思ひますので、ほかの自治体がやっていないからということではなく、八千代町ではほかの自

治体に先駆けてこういうことをやっているよというのを全県に知らしめるべきではないかと思えます。その部分について町長からご答弁をいただきたいと思えます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 広報紙等の配布等につきましても高野行政区のことかと思うのですが、400世帯で……

（「2番」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） いや、1番にも関係あるので、高野行政区においても組合員数が行政区加入者が半分で、半分が非加入ということでございます。高野では加入者は2万円ぐらいかかると思うのです。それで、非加入の場合も1万円ぐらいかかると思うのですが、非加入者が200戸あるのですが、行政区長さんに話して、全戸行政区、非加入でも組合対応ということでございまして、行政区長さんにでもみんな配ってもらって、高齢者はわざわざ公民館に設置場所あるといたってなかなか難しいのが、そういうことで、大久保議員、直接話して、町ではそういう対応しますので、全戸配布してもらったのが、瀬戸井だったら全部入っているのでも全戸配りますが、そういうことで。

あと学校給食の無料化でございますが、ふるさと納税の金使えなんて、2,000万円で、2,000万円使っても……

（「そんなこと言ってないですよ」と呼ぶ者あり）

町長（大久保 司君） 学校給食、それでも段階的にこれは、ふるさと納税、財源の心配までしてもらって、議員さんだからまあいいが、ふるさと納税の半分は経費でかかるわけ。2,000万円収入あっても、1,000万円は経費でかかるので、なかなか1,000万円、1,000万円それを使ってと言ったって、弘子議員の主張であります。税金は安く、繰り入れは2億円、出すのは無料化、税金は何でも安く。町財政もバランスのよいまちづくりということでございます。

埼玉のあるところでは、道路行政は全然やらなくなった、教育の無償化ということで、あと医療の無償化、2本でやっているようでございますが、道路、テレビで舗装が割れたところ映しておりましたが、将来は教育と福祉が目玉であります。将来はそういう方向になりますが、八千代町等においては財源が少ないということで、交付税も減らされておられますので、予算等にもいろいろ大久保議員は反対いたしますが、賛成でもして水道ぐらいであとみんな反対をしていますが、そういう方向の流れは、教育の無償化ある

いは医療の無償化というのは時の流れで、ふるさと創生の流れでありますので、そういう方向であります。現在のところはまだそこまで行ってないのが事実でありますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

議長（上野政男君） 以上で5番、大久保弘子議員の質問を終わります。

ここで、答弁者の入れかえを行います。答弁関係課長の入退場を許可いたします。

次に、7番、中山勝三議員の質問を許します。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。

空き家対策の取り組みについてお尋ねをいたします。日本社会は少子高齢化、人口減少社会となっており、当町もその渦中にあり、空き家が増加をしております。今後は空き家がさらにふえることはあっても減る要素は考えられません。この空き家の状況は、2013年時点で全国で約820万戸に上っていると、空き家率が13.5%となっているということです。非常に大きな戸数であります。また、茨城県においては18万4,000戸ということで、14.5%に上がっているということです。

八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略において平成28年度に実態調査を業務委託においてされましたが、この事業費が341万2,800円ということで調査をされました。それによると、町内に312棟が空き家となっていることが判明いたしました。その数年前に行政区長さん方をお願いをして調査した結果においては、約50棟を超える空き家が見られたということでありましたので、この短い年月で急速に町内においても空き家が増加しているという状況となっております。

言うまでもありませんが、空き家が老朽化いたしますと倒壊の危険があるのはもとより、周辺にも環境の悪化をもたらす、また不審者の出入りによるなど治安の悪化を招くとともに、不審火による火災の発生など災害の温床となってしまいます。

当町におきましても空き家による災害が何件も発生をして、その対策として、平成24年9月に八千代町空き家等の適正管理に関する条例を設置しております。この条例は、国の法律に先駆けて設置をするとともに、条文や内容においてもその後の国での取り組みに合致する画期的な、そしてすぐれた条例であります。すなわち当該の空き家等に対して実態調査や助言または指導、勧告、公表、命令、立ち入り調査、そして代執行などを

定めております。

その後約2年後に、平成26年に国では空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる略して空家特措法が成立をして、空き家への対策が明確に裏づけられました。この法律によりまして、これまでは登記だけでは特定できなかった空き家の所有者を固定資産税の納税記録を用いて特定できるようになりました。それから、特定空家と判明した場合は、これまで6分の1に軽減されていた固定資産税がもとの税率に戻るようになります。また、特定空家の立ち入り調査や指導を拒否した場合や市町村長の命令に違反した場合は50万円以下の過料、それから立ち入り調査を拒否、妨げ、忌避した場合は20万円以下の過料に処することも可能になりました。

そこで、まず1点お尋ねしたいのは、空き家について、近隣からの単なる苦情とか以外で、例えばかつての住民の遠縁に当たる人や空き家の近隣の方からの対策や対処方法などについての相談を受けたものがあるかどうか、あればどのようなことがあったかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、空き家への町として対応というものを実施した案件があれば、どのような対処をしたかということもお尋ねをしたいと思います。

さて、私は昨年一般質問において町の創生総合戦略、移住、交流の推進の③の空き家の利活用推進についてお尋ねをいたしました。先ほど述べましたように、国も地方自治体も法律や条例を制定して厳しく規制や責任を問う体制は確立されているわけでありませう。しかしながら、そのようにしてもなお空き家は減るどころかふえてしまっております。ただ規制するばかりではどうにもならない原因を多数はらんでいるというわけです。

そこで、この空き家を利活用していく方策が要請されるという観点から、その際執行部からは次のような答弁をいただきました。この議事録からちょっと抜粋をさせていただきます。空き家バンクの整備と空き家の利活用の推進についてでございますが、現在人口減少や少子高齢化の進展に伴い、全国的に空き家の増加による環境の悪化等が課題となっております。当町におきましても今後空き家の適正管理や利活用が課題となると、このように考えております。こうした状況の中、平成28年5月から10月にかけて空き家の実態調査を実施いたしました。その結果、町全体で312軒の空き家を特定いたしました。この実態調査を踏まえまして、空き家データベースのシステム作成と八千代町空家等対策計画を策定いたしました。今後はこのデータベースを活用いたしまして、宅地建物取引業協会や不動産業界との連携により空き家バンク制度を推進するとと

もに、茨城県空き家バンク情報検索システムへの登録を進めまして、町内への移住、定住の促進に努めてまいりたいと考えております。また、利活用できる空き家につきましては、所有者等の意向を調査いたしまして、お試し居住や農業体験の空き家活用など、利活用についても検討を進めてまいりたいと考えております。評価指数、このときはK P Iということも問うたわけですが、K P Iにつきましては、平成31年度までに整備完了ということですので、今後の可能性も含めまして町の活性化に役立てたいと、このように考えておりますというご答弁をいただきました。

この空き家バンクの整備、空家計画策定事業、そのための予算として400万円となっております。まさに町も国も本腰を入れての空き家対策への取り組みが要請されております。

そこで、空き家バンクの整備についての進捗状況をお尋ねをいたしたいと思います。また、空き家利活用の推進、所有者等の意向調査やお試し居住、農業体験型の活用などの検討状況についてもお伺いをしたいと思います。

以上の質問に執行部の具体的な答弁を求めて、一般質問といたします。

議長（上野政男君） 企画財政部長。

（企画財政部長 中村 弘君登壇）

企画財政部長（中村 弘君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えいたします。

空き家対策の取り組みとして、空き家バンクの整備と空き家利活用の推進についてのご質問でございますが、現在人口減少や少子高齢化の進展に伴い、全国的に空き家の増加による環境の悪化等が課題となっており、当町におきましても空き家の適正管理や利活用が課題であると認識しております。平成28年3月に策定いたしました八千代町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、八千代町への新しい人の流れをつくることを目標にしており、移住、交流の推進を図るための一施策として空き家の利活用の推進を掲げております。

総合戦略における空き家の利活用の取り組みといたしましては、空き家の実態調査、空き家バンクの整備、空き家利活用の推進の3つの取り組みを通じて、地域の活性化及び町民の交流拡大を推進しているところでございます。

また、重要業績評価指標、いわゆるK P Iと呼ばれるものでございますが、平成31年度までに空き家バンクを整備するとしております。現在までの進捗状況でございますが、

平成28年度に地方創生交付金を活用いたしまして、空き家の実態調査、空き家データベースシステムの構築と八千代町空家対策計画を策定いたしました。平成28年5月から10月にかけて実施いたしました空き家の実態調査におきまして、町全体で312軒の空き家を特定いたしました。その実態調査をもとにデータベースシステムの構築と八千代町空家対策計画を策定したところでございます。

八千代町空家対策計画につきましては、空家等対策に係る基本的な方針として、1、空家等の発生抑制、2、所有者等による空家等の適正な管理、3、空家等の利活用の3つの方針を掲げ、それぞれの方針に基づきさまざまな取り組みを進めることとしております。

ご質問の空き家バンクの整備についてでございますが、空き家バンク制度とは、町が所有者等からの空き家情報の登録の申し込みを受け、登録を行った空き家の情報を公開するとともに、利用登録を行った方に対し空き家の紹介を行う仕組みのことで、空き家物件を売りたい、貸したいという方と買いたい、借りたいという方の橋渡しを行う制度のことでございます。

現在の近隣自治体の状況を申し上げますと、茨城県内におきましては、空き家バンクを設置している自治体は26市町村でございます。また、協定を締結して空き家の利用を促している自治体が1自治体となっております。さらに、茨城県におきましては、各市町村の空き家バンクの情報をまとめて検索可能な茨城県空き家バンク情報検索システムを提供しており、現在情報を提供している自治体は10市町村となっております。

空き家について、もとの所有者の親戚や近所の方から町に対しての相談や要望、あるいは空き家の対応についての案件があったかとのことでございますが、空き家利活用についての相談や要望、あるいは空き家の対応の案件につきましては現在のところございませんが、空き家活用に関する相談支援体制、庁内における推進体制を整備していく必要があると考えております。

今後町で空き家バンクを設置するに当たりましては、登録できる空き家がどれくらいあるのか、また物件を登録する方がいるのか、利用する方はどれくらいいるのかなど調査、検討を行いまして、近隣自治体の状況などを参考にしながら進めていかなければならないと考えております。

また、利用者が安心して利用するためには、媒介業務に精通している茨城県宅地建物取引業協会、いわゆる宅建協会との協定締結などを検討いたしまして、空き家が利用で

きる環境を整備する必要もございます。

こうした点を踏まえまして、空き家バンク登録物件の選定作業や宅建協会との協定締結に向けた調整、空き家バンクのホームページ開設に向けての調整、空き家バンク制度に関する実施要綱の制定などを検討し、空き家バンクの設置に向けて準備作業を進めてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問でございますが、空き家利活用の推進についてでございますが、総合戦略の取り組みといたしましては、転入者住まい応援助成金として、中古住宅につきましても販売促進を支援しております。平成28年度の制度開始から平成30年6月までの実績といたしまして、中古住宅を購入した転入者4名に対しまして助成金を支給しております。なお、助成金の額は10万円で、さらに新婚家庭、子育て世帯にはそれぞれ10万円を加算しての交付となります。

今後につきましては、空き家バンク制度の整備と併せまして、空き家として利用できる物件についてデータベースより抽出し、対象となる物件の詳細な調査を行うとともに、所有者の意向を確認し、八千代町としてどのような利活用ができるのか、どのような活用方法があるのかを研究しながら、施設の整備や運営方法などについても官民連携、民間企業などとの連携が重要となりますので、先進事例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号7番、中山勝三議員の通告による一般質問にお答えします。

空き家対策の取り組みとして、空き家バンクの整備と空き家利活用の推進についての質問でございます。詳細につきましては、先ほど企画財政部長が答弁したとおりでございますが、全国的に空き家の増加による環境の悪化等が課題となっております。茨城県でも約半数の自治体が取り組みをしている現状であります。当町におきましても、今後空き家が増加することが予想されますので、空き家の適正管理や利活用が課題であると認識しております。今後移住、交流の推進を図る上で重要な施策の一つとして捉えておりますが、当町の現状や住民の意向などを十分把握しまして、空き家バンクの設置についても検討してまいりたいと考えております。また、空き家の利活用の推進につきまし

でも、総合戦略の取り組みとして利活用の方法を検討してまいりたいと考えております。

空き家バンク制度の整備と空き家の利活用についても併せて検討を行い、移住、定住の促進や町の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

7番、中山勝三議員。

（7番 中山勝三君登壇）

7番（中山勝三君） ただいま執行部から具体的な答弁をいただきました。日本の社会の流れ、日本のこういう事態というものは初めて発生する事態であります。これからの取り組みということであろうかと思えます。そういう中におきまして、既に茨城県内でも約半数に当たる自治体が空き家バンク、利活用ということでもう既に推進をしているということでもありますので、当町におきましても創生総合戦略の中で取り組んでおります。中古住宅の購入者に、4名あったということでもございました。さらに今後しっかり検討して取り組んでいただきたいことを要望するわけですが、そういう中におきまして、やはり空き家への管理に対する近隣からの苦情というのは相当今までも環境対策課等に寄せられていることかと思えます。

それはそれといたしまして、この対策、具体的な処置をするに際してやはりよく実情を把握するということが重要かと思えますが、しかしながら町民としてこういう相談をする場所というのはなかなか、やはり行政のほうでしっかりやっていただかないと、安心して相談をするところがないというのが実情ではないかと思えますので、町におきましては相談受け付けの窓口というものを設けていただきまして、大変困っている、要するに所有者でも困っているわけですね。そういう相談というものをしっかりと受けていただく窓口をまず1点設けていただきたいなということを要望いたしますが、それについてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、先ほど私は町の条例、そして国の法律というものをちょっと述べさせていただきましたが、これは提言として今後検討していただきたいと思うわけですが、町の適正管理条例と国が空家特措法で制定しておりますが、第16条に特措法に1項、2項で、先ほどもちょっと述べましたように、市町村長の対策への命令とか、そういうのに違反した者に過料を科すということが明確にうたわれております。この点、条例においても検討して設置をしていってもよろしいのではないかと思います。今後のこの検

討をしていただきたいと思います。これは提言として結構でございます。

それから、まだ少し時間があります。これは参考として捉えていただきたいと思います。すけれども、ご紹介をさせていただきたいと思います。これは、県の住宅金融支援機構と県内の5市町が空き家バンクに登録されている住宅の取得者を対象に、地方公共団体による財政的支援と併せて同機構が提供する全期間固定金利型住宅ローン、フラット35の金利優遇を受けられるようにする協定を結んだと、4月から開始して、そして茨城、笠間、常陸大宮、稲敷、それから利根町という協定が締結をされたということが載っております。

それから、もう一つは石岡市でございますが、石岡地方広域シルバー人材センターと、市内にある空き家の所有者から管理に関する相談を受けた際に、会員が見回りや草刈り、清掃、庭木の剪定などを代行する空き家等の適正な管理の推進に関する協定を結んだと。所有者から遠方に住んでいて状況が把握できないという、手入れができないで困っているなど、このアンケートで寄せられた悩みの声に応えることであるということでありまして、見回りなどでは料金は1回2,500円、それから実際に草刈りや、あるいは建物外周りの簡易な修繕などでは別途料金もということ追加できると、こういう内容のものであります。

それから、もう一つが同市では空き家の見回りサービスをふるさと納税の返礼品の一つに導入している、こういうのがあるということでございますので、こちらのほうは今後参考にさせていただきたいと思います。

質問といたしますか、再質問で町へ相談窓口を設けていくことについてお伺いをいたしまして、再質問を終わります。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 再質問に答弁したいと思います。

圏央道の開通や八千代工業団地の整備が進んでいることも好機に捉え、災害の少ない、緑豊かで、年間を通じて豊富で新鮮な食材もそろそろ町の魅力を最大限に生かし、例えば町内の空き家物件の検索を可能にするシステムを活用することにより、特に田舎暮らしに興味のある方や伸び伸びと子育てしたい若い方の移住の取り組みについて前向きに検討していきたいと考えております。

相談窓口を設置いたしまして、相談する場所ということでございます。また、クライ

ンガルテン、前にも言ったかと思うのですが、クラインガルテンの庭つきの別荘とも言えますが、年間40万円で貸している状況でございますが、こういう物件を町で整備して、売ってくれないかという申し込みも若干ある現状でありまして、クラインガルテン等においても八千代町では調整区域でありますので、なかなかうち建てるのは難しい、販売するのは難しいが、空き家等においてはそのまま活用できるということでございます。町としてもモデルケースをつくりまして、できれば借りたい人、また買いたい人に町が仲介してあっせんしていきたいと考えております。

以上であります。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

7番（中山勝三君） 以上で終わります。

議長（上野政男君） 以上で7番、中山勝三議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

（午前10時34分）

議長（上野政男君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

（午前10時47分）

議長（上野政男君） 次に、12番、宮本直志議員の質問を許します。

12番、宮本直志議員。

（12番 宮本直志君登壇）

12番（宮本直志君） 議長の許可がございましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

町民福祉についてということでございますが、市民後見人の仕事、内容についてということでございます。当町においても高齢化とともにひとり暮らし、障害のある方、認知症等の人が多数いると思います。そのような方々の特に財産管理、身上監護をする成年後見人、市民後見人もいますが、必要とされています。後見人の仕事の内容を説明をいただきたいと思います。

この件につきましては、さきの議会で増田議員、大久保弘子議員よりも質問がされているところでございます。

次に、市民後見人の育成ということでございますが、平成28年4月に成年後見利用促

進法が制定されまして、これは議員立法であります。そこで、基本計画を作成し、町として担い手の育成が急務となっています。そこで、町として市民後見人利用支援事業の予算化が必要と思いますが、この件について答弁を求めます。

後見人としては、役場の職員あるいは一般の人等、特に資格は必要ないということですが、講習を受けてある程度の知識、経験が必要とされています。また、後見人になるには裁判所の許可が必要と言われております。町の後見人の育成を求めるものでありますが、部長、町長に答弁をお願い申し上げます。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号12番、宮本議員の通告による一般質問にお答えいたします。

1、町民福祉について、(1)、市民後見人の制度について、①、後見人の仕事の内容についてでございますが、市民後見人は成年後見人等になるべき親族がいない場合に、判断能力が不十分な方の権利を守り、安定した生活を維持するために必要な契約や法律行為を本人にかかわって行う後見人の方でございます。市民後見人となるためには特別な資格は要りませんが、後見人としての基礎講習や実務講習等を受け、十分な知識と技術等を身につけた方で、家庭裁判所が選任した方のみとなっております。

後見人の役割と職務は、後見する方の生活状況や身体状況等に配慮し、本人の生活を守ることと財産の管理や日常生活を維持する上で必要な生活費や預貯金の管理、福祉サービス等の利用契約やサービス内容に関する事業者等との調整、悪質な訪問販売からの保護などがございます。ただし、婚姻や養子縁組など本人の意思のみによってなされるべき事柄や手術などの医療行為に関して承諾する権限はございません。現状では親族の方が後見人となる場合以外は、信頼できる弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の方が家庭裁判所から選任をされております。

次に、②の後見人の育成でございますが、まずは地域の後見ニーズ等の実態を把握し、弁護士や司法書士、社会福祉士といった専門職の団体と連携を図り、協議を行うなど、地域に合った取り組みを行うことが重要になってくると思われまます。本町単独での育成は困難であると考えておりますので、近隣市町村と連携をとりまして検討してまいりたいと思っております。

町では判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者及び精神障害者の権利擁護及

び福祉の増進を目的に、平成22年2月に八千代町成年後見制度利用支援事業実施要綱を定めております。今後ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、後見人制度の活用が必要になってくることと思われまますので、県の助言や支援を受けながら制度の理解と普及、啓蒙を図ってまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号12番、宮本直志議員の通告による一般質問にお答えします。

市民後見人制度でございますが、担当部長が答弁したとおりであります。今後ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、後見人制度の活用は必要になると思われまますので、県の助言等を参考に制度の理解と普及を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

12番、宮本直志議員。

（12番 宮本直志君登壇）

12番（宮本直志君） 再質問をいたします。

ただいまの答弁は前向きに検討するということであると思ひますが、先ほど部長からも話ありましたように、弁護士とか司法書士に相談しながらということでございますが、財産のある人はやってくれるそうです、弁護士でも司法書士でも。ところが、財産のない人に関しては、彼らも商売ですからなかなか立ち入ってくれないというのが現状だそうでございます。ですから、現在はNPO法人、非営利団体、この方々が無料でこの作業を行っているというのが現状でございます。多々ほかの自治体もいよいよこれはやらなくてはならないですけれども、面倒とか、人がいないとかいってなかなか進んでいないのが現状でありますので、町独自でこれは先頭に立って、この制度をつくってもらったらいいなというふうに思ひますので、ひとつもう一步積極的な答弁を町長、お願ひしたいのでございますが、よろしくどうぞ。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 宮本議員の再質問に答弁したいと思います。

地域でお互いに支え合うことが非常に大切でありますので、今後町においても後見人の育成や制度周知についても前向きに検討してまいりたいと考えております。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

12番（宮本直志君） ありません。

議長（上野政男君） 以上で12番、宮本直志議員の質問を終わります。

ここで、答弁関係課長の退場を許可をいたします。

次に、10番、水垣正弘議員の質問を許します。

10番、水垣正弘議員。

（10番 水垣正弘君登壇）

10番（水垣正弘君） 議長の許可をいただきましたので、通告による一般質問をさせていただきます。

私からの質問は憩遊館の大規模改修についてであります。八千代グリーンビレッジは、都市住民への八千代町のイメージアップを図るため、地元住民と都市住民との交流拠点として整備され、中でも憩遊館は公園全体の総合案内、町農産物の紹介やPRを行い、各種イベントの受け入れ事業など、八千代グリーンビレッジの中核施設として平成9年にオープンをいたしました。特に地下1,500メートルから湧き出る天然温泉「やちよ乃湯」は、露天風呂や寝湯、ジェットバス、サウナなどがあり、温泉ファンだけでなく、隣接する町民公園でスポーツで汗をかいた後、また滞在型市民農園クラインガルテンで農作業で汗をかいた後、汗と疲れを落としたい方にとっても温泉につかり、心身ともに癒やされる施設となっております。また、施設内には地元農家の育てた農産物や特産品の販売を行う直売コーナーや、地元産そば粉を使用し、町内のそば打ち名人が打ったそばを提供するそば処もあり、八千代町のPRの拠点となっております。

しかしながら、憩遊館はオープンから20年以上が経過し、途中露天風呂や宴会場など増改築や温泉施設の修繕等を行っているものの、施設の老朽化は進む一方で、雨漏り等により壁にしみができたり、壁紙が破けてしまったりしており、衛生を第一とする施設としては若干問題があるように思われます。

また、施設の利用形態も建設当時とは社会情勢や利用者ニーズ等も含め、変わってきており、当初シネマホールだった部屋などは現在はほとんど使用されていない状況であります。駐車場に関しましても、入館者のほとんどが車で来客するにもかかわらず、駐

車場が未舗装であったり、また駐車場まで進入路が狭く、危険で、利用者が不便を来しているということでもあります。

憩遊館が建てられて以降は、同様の温泉施設が隣接の下妻市、筑西市、坂東市、またつくば市などにつくられ、清潔で新たな機能やサービスを備えた施設がふえる中、古い施設で従来のサービスだけで集客するのは最も厳しい状況にあるわけでありますので、新しいきれいな施設にお客さんが流れてしまう状況も考えられます。

また、民間による温泉施設も近隣に存在し、きめ細かなサービスが低価格で提供されており、小山市にある温泉施設では、入浴料が550円で、夜12時まで利用ができ、15種類のお風呂やサウナがあり、食事やマッサージはもちろん、あかすりやカットサロンまで備えており、それらのサービスが低価格で利用できるということでもあります。

憩遊館の年度別の入館者数を見ますと、平成14年、15年、16年度は年間10万人を超える来客数がありましたが、その後は施設の老朽化が非常に多くなってまいりまして、年々減少傾向となり、現在はピーク時の3分の2程度まで落ち込んでいる状況であります。平成27年の関東・東北豪雨により下妻のピアスパークが被災し営業停止となったときは、そちらのお客さんが流れてきたため一時的に回復したものの、ここ8年間は6万人台にどとまっている状況であります。

憩遊館に関するネットの口コミを見ても、特に特徴がないのでまた来ようとは思わない、場所がわかりにくく、ナビを使っても案内が途中で終了してしまい、なかなか駐車場まで届かない、お風呂の数の割には料金が高い、地元民のための施設という感じで、よそから来た人は入りにくいといった大変厳しい書き込みが多く見受けられません。

しかしながら、これらのコメントは一度は憩遊館を訪れていただいたお客様の率直な感想であり、憩遊館の抱える課題であると同時に、改善のための重要なヒントであることに間違いのないというふうに考えております。

こういった状況の中、いかに八千代町の特色を生かし、お客様に来ていただくかは大変難しい問題ではありますが、先ほどのヒントの中に答えはあると思います。憩遊館につきましても、町民公園、テニスコート、体育センター、グリーンビレッジ内のグラウンドゴルフ場、民間のゴルフ練習場など、たくさん運動施設が隣接しております。また、近年においても健康志向により若い人から高齢者の方までスポーツを楽しんだり、運動をしている方々がたくさん見受けられます。毎年夏休みの時期には都会のスポーツ少年

団や大学のサークルなど合宿で八千代町を訪れ、町内の運動公園や総合体育館で練習をしたり、地元チームと交流し、夜はグリーンビレッジに泊まって温泉につかったり、バーベキューを楽しんだりしている例もたくさん聞いております。そういったことから、周辺運動施設と連携し、憩遊館内にスポーツジムやフィットネス施設等を設置することにより、若い人たちも含め幅広い年齢層をターゲットにし、運動と温泉の組み合わせをセールスポイントとした集客方法も一つの手段ではないかと考えております。

隣接の古河市の日野自動車工場が移転してきて、約3,000人弱の従業員が従事しており、その家族まで含めますとかなりの数の方々が都会から越してきております。あるいは通勤しているものと思われれます。また、日野自動車の進出に伴い、国道4号バイパスの整備、圏央道の開通など、都会からの交通アクセスもかなりよくなってきております。さらに、現在整備が進められている八千代工業団地におきましても、日野自動車関連企業が次々と移転してきております。それに伴い、そこに従事する人たちがたくさん八千代町内あるいは近隣市町に越してきております。こういった人たちをいかにして取り込むか、このように集客のチャンスは条件の整いつつある中で、施設の大規模改修は必要不可欠であると考えます。

憩遊館は八千代町の観光における中心的な情報発信基地であります。この千載一遇のチャンスを生かすためにも、施設の大規模改修、駐車場を含めた周辺道路の整備、この整備につきましても、新たに一級町道5号線から進入できるよう、第二電電株式会社の土地があつた近くにあるわけでありますので、そこから入れるような新たな新設道路の整備、またスポーツジムやフィットネス施設等による新たな集客への取り組みなどが必要であると考えております。町としては今後の憩遊館の管理運営についてどのような考えを持っているのか、また具体的な計画はあるのか、担当部長にお伺いをいたし、今後の憩遊館のあり方についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（上野政男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 生井俊一君登壇）

産業建設部長（生井俊一君） 議席番号10番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えいたします。

ご質問であります憩遊館の大規模改修についてでございますが、憩遊館を中心とした八千代グリーンビレッジにつきましては、観光の振興や移住、交流を促進するため、

都市農村交流施設、町の観光の拠点として位置づけております。

しかしながら、憩遊館につきましては、平成9年の開設以来約20年が経過している施設であり、老朽化が進んでいるところでございます。施設内の全面改修につきましては、優先順位や予算等を考慮した年次計画のもと、憩遊館の改修工事に着手しているところでございます。今年度におきましても、空調設備改修工事、トイレ改修工事、及び来場者への案内を充実させるため、案内看板の設置、更新工事を実施してまいります。

現状の課題としましては、施設内の道路であります。本来歩行者用であったものを使用しており、道幅が狭く、自動車のスムーズな往来に支障を来しているところでございます。また、施設内の駐車場が未舗装であるため、特に雨天時には足元が悪い状況でございます。憩遊館の玄関先までの動線を考慮した上で、施設内道路改修工事及び駐車場舗装整備工事が近々の課題であると認識をしております。

現在利用者の方々の利便性を確保するとともに、施設の延命化を図るため、憩遊館施設内外の全面改修等につきまして、町職員による地方創生推進組織であります地方創生プロジェクトチーム等において、新たに人を呼び込むための方策や憩遊館の利用促進、施設のリニューアルにつきまして必要な協議、検討を行っているところでございます。

今後一般財団法人八千代町ふるさと公社理事会並びに評議員会及び農業、農村の活性化を推進する組織であります八千代町農業農村活性化推進機構での協議も踏まえながら、来場者の方々に満足いただけるよう、内外装の大規模修繕、レストランやシネマホールの改修等含めて総合的に検討してまいります。

大規模改修につきましては多額の費用となりますので、限られた財政状況の中ではありますが、予算を確保いたしまして、年次計画により着手をしてまいります。

続きまして、周辺の道路整備についてでございますが、憩遊館第1駐車場へのアクセス道路につきましては、現道に待機所を設けてありますが、車両がすれ違うには狭隘な道路であります。道路拡幅工事も検討しなければならない現状でございます。

また、議員よりご提案いただきました新たな進入路でございますが、1級町道5号線の共済組合の入り口付近からの道路かと思われ。この付近につきましては、クラインガルテンの北側の駐車場に直接進入可能となりますので、利用者の方々の利便性が高まることとなりますので、新たな進入路として検討をさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、施設内にスポーツジムやフィットネスなどの設置についてでございますが、これらの施設は新たな客層の開拓等、利用者の増加に向けた有効な取り組みと

考えられます。現在有効活用されていないスペースについて、どのような施設が設置可能かどうか、近隣の施設の状況等を勘案しながら総合的に判断をしてみたいと考えております。

いずれにしましても、憩遊館につきましては、今後もより多くの来場者の方々にご利用、ご満足いただけるような施設を目指しまして、町と指定管理者が一体となり施設整備、有効活用、サービス向上に努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 議席番号10番、水垣正弘議員の通告による一般質問にお答えします。

憩遊館の大規模改修につきましては、産業建設部長からの答弁のとおりでございます。憩遊館につきましては、都市農村交流施設として、また町の観光の拠点として位置づけていることから、適正な維持とさらなる活用により利用者の増加を図っていく必要があると考えております。特に若い世代の集客を図ることも重要な課題の一つと考えております。

今後につきましても、利用者の利便性の向上やリピーターの増加につながる施設の修繕、改修、周辺環境の整備を町の財政状況等を勘案した中で総合的に検討してみたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

10番（水垣正弘君） 以上です。

議長（上野政男君） 以上で10番、水垣正弘議員の質問を終わります。

ここで、次の答弁関係課長の入場を許可をいたします。

次に、1番、増田光利議員の質問を許します。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。大きくは3点について質問します。

まず初めに、教育問題について質問します。幼児教育施設と小学校が連携し、就学前後の教育を円滑に結びつける保幼小連携の取り組みが始まったことが新聞報道されまし

た。学校現場ではそれぞれの特徴に合ったカリキュラムづくりや、保幼小連携の研究授業などを実践するとしています。茨城県内5市町村をモデル市町村に指定し、その中に八千代町も指定されております。

そこで、現在までの八千代町での取り組みの概要と今後の計画について伺います。

次に、同報道記事の中で、県教育委員会では昨年度保幼小接続の県版カリキュラムを作成、アプローチカリキュラム、幼稚園と保育所と、スタートカリキュラム、小学校で構成されています。中でも就学直前の5歳児の夏ごろから小学1年の1学期の終わりを接続期、幼児から児童へということですが、とし、子どもの学びの基礎力を培う大切な時期と県教育委員会では位置づけしております。

この保幼小連携の取り組みに移行するに当たって、保護者の方はよく理解されていないと思います。現在の幼稚園と保育所の機能では役割に違いがあります。幼稚園は3歳以上の就学前の子どもの幼児教育を中心とした機能、保育園はゼロ歳児からの保育機能を持つ施設、保護者もその機能によって預け先を選択しております。保育園の保護者の中には、幼稚園児童との教育格差が出てしまうのではとの心配が出ています。この件について町ではどのように配慮しているのか伺います。

また、この幼稚園と保育所の機能を融合した認定こども園の数が急速にふえていることが内閣府の調査で公表されております。都道府県別では最も多いのが大阪で287カ所、次いで兵庫県が230カ所、茨城県が164カ所などとなっています。八千代町での導入の取り組み状況と、認定こども園に移行した場合の課題点について伺います。

また、認定こども園が複雑で保護者に浸透していないため不安だという声もあります。認定こども園について保護者に対する説明を十分にする必要があると思います。どのような対策をとっているのか伺います。

その他、課題点の一つに学童保育の問題があります。多くの幼稚園では既に学童保育を行っていて、わざわざ認定こども園に移行するメリットがないとの意見もあるといたします。先日私はこの学童保育について幼稚園に聞き込み調査をしました。園側の意見では、学校に児童を迎えに行く負担が大きいと言っておりまして、低学年児童と高学年児童により下校時刻が違うため別々に迎えが必要で、そのための車両や人員の確保が大変だ、年間で40万円の補助が出ているが、少ないとの意見でありました。

一方、学童保育は基本的に学校で預かってもらいたいという希望でした。学校での学童保育で参考になるのが下妻市の取り組みです。下妻市では市委託事業として放課後児

童クラブを15カ所で実施しています。登録児童数が481名で、実際は下妻小学校のみですが、父兄がボランティア活動で運営していると聞きました。八千代町でも取り組めないか、ぜひ検討していただくよう提案いたします。これからさらに少子化になることが予想されます。空き教室が出てきた場合の有効活用先としても求められます。

一方、八千代町で学童保育を学校で取り組むためにはいろいろな懸案を解決しなければなりません。その一つに、ボランティア活動ができる母体が必要になると思います。しかし、ボランティアを育成することは大変難しいことがうかがえます。平成30年3月改定の八千代町地域福祉計画2018年度から2022年度の中にボランティア活動の状況をまとめたアンケート調査があります。その中で、ボランティア活動に参加した経験がない割合は20代から70代の10歳代刻みの各年代とも64%から74%と高い割合で参加したことがないと答えています。一方、ボランティア活動に参加したことがあるグループのうち、20代から30代の方は町外で参加している方が41%から58%いて、心強く感じます。

実際問題として学童保育する時間帯を考えると、若い人たちの参加は期待できません。同計画の課題として、地域福祉に関する意識の高揚を図り、人材を育成し、確保していくことが重要だと述べています。人材の育成について今後具体的にどのように計画しているのか伺います。

次に、地域防災計画について質問します。初めに、鬼怒川と小貝川の大規模氾濫に備える減災対策協議会について質問します。本年も5月14日に開催されたことが新聞報道されました。同会合は八千代町の防災計画にとっても広域自治体間の協力が欠かせない点で重要だと思います。その意味ではまずは同協議会で話し合われた内容について概要を伺います。

また、同記事の中で各首長が2年間の活動成果を発表したことが報じられています。八千代町ではどのような活動成果を報告したのか伺います。

2点目、鬼怒川の水害対策工事として駒城橋付近の対岸、下妻側築堤工事が進められています。さきの鬼怒川水害時では八千代町地内でも決壊のおそれがあったことがわかっています。そういう意味でかさ上げ築堤工事を早く進めてもらいたいという気持ちがある住民の声です。町長からは、今回の議会の中で鬼怒川緊急対策プロジェクトの報告を受けました。改めて報告していただきたいと思います。八千代町管内の現在の工事の中の進捗状況と今後における築堤工事計画の概要を伺います。

次に、今年平成30年3月に改定された地域防災計画の中では、情報通信ネットワーク

の整備の強化を図るとしてしています。そこで、災害発生時の情報収集対策として、小型無人飛行機ドローンの導入を提案します。先日の新聞報道で災害時の情報収集に小型無人飛行機ドローンを活用する水戸市の取り組みが紹介されました。ドローン関係団体と災害支援協定を結んだことが報じられました。災害現場を上空から撮影することで、立ち入りが困難な場所の調査や迅速な状況把握と支援の優先順位決定に生かせると思います。当然テレビ受像機を災害対策本部に設置する必要があります。そのことで本部役員間で情報の収集と共有化を図ることで、指示の迅速化や減災につながる確かな判断ができると思います。これは水害に限らず、地震災害などいろいろな災害にも利用できると思います。ぜひ導入すべきと考えます。所見を伺います。

最後に、3点目、介護予防について質問します。私は昨年、第4回定例会で生きがい対応型デイサービスの整備について提案しました。再度取り上げたいと思います。町長は、本町でも平成29年度4月から介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、町内の65歳以上の高齢者を中心に、町内の介護事業者と委託契約を締結して高齢者サロンを運営している、利用も順調に伸びているので、新たなサロンの設置を検討したいとの答弁でした。今年度はどのように計画を考えているのか伺います。

私は、高齢者交流サロンをどのように運営しているのか検証するため、早速介護事業所の玉樹に視察に行っていました。事業所のケアマネジャーの方にもお会いして高齢者サロンの課題点についてもお話を伺いました。利用者は八千代町の広い地域から参加していて、当日は7人から8人の方が折り紙を楽しんでいました。参加者の交通手段についても聞きました。送迎は介護事業所の車両を使用しているという話でした。今後八千代町の高齢者の増加傾向の中で、2事業者だけで利用者増に対応できるのかとの疑問があります。私は、これを高齢者が自宅から隣接した公民館や農村集落センターなどの公共施設を活用する方法を提案します。高齢者が歩いて行ける通いやすい場所に、そして各地域に設立する取り組みができないかという提案が地域に生きがい対応型デイサービス、いわゆるお茶飲み場のことなのですが、その整備をすることの趣旨です。今後整備の対応策としてどのように取り組む計画があるのか伺います。

次に、関連した質問をします。社会福祉協議会では高野行政区の老人会に交流サロンの名目で助成金を支払っていることを聞きました。他の行政区への助成金の支払いはどのようになっているのか伺います。また、先ほど述べました2事業者に委託している高齢者交流サロンとは助成金額も違うようですが、この交流サロン、名目の助成金はどうか

いう支払い条件、どういう位置づけの上で助成しているのか伺います。さらに、助成に見合う活動状況の把握はしているのか伺います。

今高齢者は地域の空き地などの一角を利用して自然発生的に話し合う場を設けています。それを農業集落センターや公民館などを活用できるように町当局が誘導すべきと考えます。単に地域老人会に助成金を支払うことだけが解決策とは思えません。先ほど述べました生きがい対応型デイサービスの整備は、高齢者がいきいきとした生活を楽しんでいただくことで健康寿命を伸ばす、そのことによって医療費や介護保険の抑制につながることで町財政の改善を図ることを目的にしています。町民に八千代町に住んでいてよかったと思えるような真に生活の豊かさを感じてもらい、そのためには計画性を持って町が主体的に関与していくことが大切だと思います。

さらに、町の関与だけでなく、これからは地域の住民のお互いの支え合いが必要になってくることが予想されます。住民の意識改革とボランティアの育成が次の課題と考えています。そういう意味で、先ほど事業所視察の中で二、三人のボランティアの方が協力していました。交代で支えているとも聞き、八千代町にとっても心強いと思いました。

しかし、前出の八千代町地域福祉計画のボランティアに対する住民意識のアンケートを見てみますと、ボランティア活動に参加したことがない方が多いことが示されています。なり手がいないことで組織することは難しい面もあります。でも、育成をしていく中で住民同士が支え合う機運を盛り上げていかないと解決が難しい状況になってくると思います。早く言えば、住民が金を出し合うことで支えていくのか、住民みずからお互いを支え合うのかが問われてくると思います。ボランティアの育成について、活動の現状報告とどのような計画を考えているのか、保健福祉部長の考えを伺います。

以上で一般質問を終わります。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

最初に、1、教育問題について、(2)、八千代町の認定こども園の導入の取り組み状況と移行した場合の課題点についてでございますが、町内には認定こども園が3カ所あり、それぞれ平成22年度に1カ所、平成25年度に2カ所で認定こども園の認可を受けた経緯がございます。平成27年度には子ども・子育て支援新制度が開始されましたが、そ

れに伴い認定こども園においては幼児期の教育と保育の総合的な提供を行っております。

教育、保育の取り扱い方針についてですが、認定こども園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領や幼稚園教育要領に基づいて、教育、保育の提供を行っておりますが、町内の認定こども園は全て私立のため、それぞれの理念に基づく建学の精神を目標に掲げており、その部分を町が関与するのは難しいかと思われまます。

今後町といたしましては、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、茨城県保幼小接続カリキュラムに基づき、保育園、幼稚園などと連携し、幼児教育の質の向上を図ってまいります。

次に、(3)、学童保育を学校教室で取り組む考えはあるかでございますが、まず制度の概要を申し上げますと、学童保育は、放課後児童健全育成事業として児童福祉法第6条の3第2項に位置づけられており、親が共働きであるなどの理由から昼間保護者が家にいない小学生に対し、放課後に施設を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。町内には8つの放課後児童クラブがございますが、全て町内の保育園、幼稚園、認定こども園に委託しており、実施区域を町内の小学校区域としておりますので、授業終了後に各園のバスが小学校に迎えに行っております。平成30年5月1日現在の登録児童数は、町全体で265名となっております。

以上が町内における学童保育の現状でございます。

続きまして、3、介護予防について、(1)、高齢者交流サロンの計画はあるのかについてでございますが、当町におきましては、地域の高齢者が社会的に孤立することなく、高齢者の誰もが気楽に集い、高齢者の生きがい、健康づくり及び社会参加を促進することを目的として、昨年4月に高齢者交流サロン運営事業実施要綱を定め実施しているところでございます。利用対象者は町内に居住する65歳以上の高齢者としておりますが、活動内容に応じて障害者、子育て中の親とその子など幅広い町民としております。昨年は町内の介護事業所2カ所と委託契約を結び、リハビリ指導やレクリエーション、行事への参加、見学などを実施していただきました。サロンの開催頻度は週1回以上、年48回以内とし、1回当たりの開催時間は2時間以上となっております。今年度はさらに町民に周知を図りながら委託事業所をふやし、展開してまいりたいと考えております。

次に、(2)、生きがい対応型デイサービスの整備の具体化と拡大策の計画についてでございますが、社会福祉協議会から赤い羽根共同募金を原資とした助成を受け、今年5月から川尻、西大山、兵庫の各地区公民館であんしん高齢社会応援ボランティアの方々

により月1回サロンが開催されております。さらに、野爪地区においても開始される予定となっております。なお、社会福祉協議会においてもふれあいいきいきサロンとして、露田、高野、菅谷西部、仁江戸の各行政区で実施しております。

あんしん高齢社会応援ボランティアは、平成28年度から認知症カフェ、通称オレンジカフェ開催のためのボランティアとして町が養成し、平成28年度、29年度の2カ年で27名の方に登録していただき、協力をしていただいております。オレンジカフェは図書館の会議室で毎月第3水曜日に開催しておりますが、8月からは第1土曜日にも開催を予定しております。今後このボランティアの方々には、図書館に限らず各地区でサロンを開催していただけるよう協力をお願いしたいと考えております。

ほかにも各地区の老人クラブにおいては、シルバーリハビリ体操の指導やシルバーミニ講座を通して健康づくりや知識の普及を行い、健康長寿社会実現に向けた取り組みを進めております。これらの活動を通して身近な地域で高齢者の方がいきいきと暮らせるような集いの場を拡大していくことで、高齢者のひきこもりや基礎体力の低下予防や解消をし、ご家族の方の負担軽減にも努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、福祉ボランティアの活動状況と育成計画についてでございますが、こちらにつきましてもこれまでの説明のとおり、交流サロンやオレンジカフェ等町民の皆様幅広くご協力をいただいておりますが、今後はさらに社会福祉協議会と情報共有、連携強化に努めまして、ボランティアの活躍の場を拡大しながら、さらに多くの住民の方々の協力を求め、高齢者に住みよいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育次長。

（教育次長兼学校教育課長 青木和男君登壇）

教育次長兼学校教育課長（青木和男君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えいたします。

幼保小連携の取り組みの概要と今後の計画についてでございますが、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものでございます。この時期に質の高い幼児教育が提供されることは極めて重要であります。県では教育の基本方針を定めるいばらき教育プランで就学前教育の充実を重要なテーマに位置づけております。

当町においても平成29年度、30年度2カ年にまたがって、茨城県教育委員会から就学前教育・家庭教育推進のための市町村モデル事業の委託を受けまして、川西小学校とた

ちばな幼稚園におきまして、幼児期の育ちと学びを小学校教育へと円滑に接続していけるよう取り組んでいるところでございます。

具体的な取り組みといたしまして、平成29年度は幼保小連携協議会を開催いたしまして、川西小学校におきまして公開授業を実施するとともに、幼保小接続カリキュラムを作成して、お互いに育てたい子どもの姿を共有する取り組みを確認しております。今年度は川西小学校におきまして1年生による公開授業を実施したところでございます。授業ではいきいきとした児童の表情があり、はつらつと活動しておりました。

今後の計画といたしましては、まず川西小学校とちばな幼稚園の取り組みを町内の全ての幼児教育施設と小学校に拡大いたしまして、幼保小連携による取り組みの充実を図ってまいりたいと考えてございます。

もう一つでございますが、学童保育を学校教室で取り組む考えはあるのかということでございますが、学校の現状といたしましてはその余裕教室がない状況でありまして、それとまた施設の整備、あと管理運営上、学校教室の使用につきましては難しい状況でございます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（上野政男君） 総務部長。

（総務部長 野村 勇君登壇）

総務部長（野村 勇君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えします。

2の地域防災計画について、まず1点目のご質問、減災対策協議会で話し合われた概要についてであります。鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会は、平成27年9月の関東・東北豪雨による大規模浸水被害を受け、河川管理者、県、関係市町等が連携、協力して水防災意識社会を再構築することを目的とした協議会で、今回第4回目となる協議会が去る5月14日、常総市におきまして、この会場におきまして関係13市町の首長、茨城県防災危機管理部長、土木部長、気象庁宇都宮地方気象台長、水戸地方気象台長、国土地理院関東地方測量部長、国土交通省関東地方整備局河川部長、下館河川事務所長の出席のもと開催されました。

その内容について申し上げますと、まず初めに国土交通省下館河川事務所長より平成29年度の水防災意識社会再構築ビジョンに基づく取り組みの進捗状況について報告がありました。ハード対策としましては、関東・東北豪雨の際の決壊箇所や漏水箇所につきまして、築堤工事や河道掘削工事が平成29年3月までに完了し、事業全体の進捗率は平

成30年3月末時点において、用地買収が約76%、堤防整備が整備中を含めて約32%、河道掘削が整備中を含めて約60%の進捗となっております。

八千代町内におきましては、大渡戸、高崎地内において堤防整備工事、これが27年から28年度、そして29年度には今里地内における河道掘削工事が終了しており、現在は駒城橋下流高崎地内において工事中の築造工事を行っているところでございます。

ソフト対策としましては大きく3つの柱があり、1つ目が逃げおくれゼロに向けた避難行動の取り組みとして、広域避難を考慮したハザードマップやタイムラインの作成、消防教育や防災知識の普及、2つ目が洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組みとして、水防団や地域住民参加による共同点検、関係機関が連携した水防訓練、地域建設業者による支援体制の整備、3つ目が一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組みとして、排水計画案の作成及び排水訓練の実施などを行いました。

また、構成員である各市町の首長、県、気象庁、国土地理院からも災害対策に係るそれぞれの取り組みについて意見が発表されました。当町としましては、平成29年度において総合防災訓練の実施、水防法の改正や関東・東北豪雨の教訓を踏まえた地域防災計画の全面改定、想定最大規模降雨に伴う洪水ハザードマップの作成、これらの各家庭や避難行動要支援者関連施設等への配布を行ったことについて報告を行うとともに、今後につきましてもコミュニティ推進協議会や行政区、さらには地域防災組織等との連携を図りながら、引き続き防災訓練の実施やハザードマップを活用した学習会の実施、マイタイムラインの作成等により、地域住民の防災意識の向上を図っていくことを発表いたしました。

以上が今回行われました減災対策協議会の概要でございます。

いつ起こるか分からない災害に対しまして迅速かつ的確に対応するため、協議会の構成員である国、県、各市町が相互に連携し、ハード対策、ソフト対策をさらに充実させるとともに、県の策定した広域避難計画策定ガイドラインに基づき、本協議会において広域避難計画の策定に取り組み、水防災意識社会の再構築を実現させるべく推進してまいりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、2点目のご質問であります災害発生時の情報収集に小型無人飛行機、いわゆるドローンを導入することについてでございますが、大規模災害時に救助などの災害対応を円滑に実施するためには、正確な被害状況を迅速に把握することが大変重要となりま

す。実際に一昨年の熊本地震におきましても、ドローンが遠隔操作により人や車などが入ることの難しい危険な場所で被害の状況や断層の様子の調査などに活用されておりま
す。また、記憶に新しいところでは、昨年2月、埼玉県のアスクル物流倉庫火災におき
まして、さいたま市消防局がドローンを使いまして建物の燃焼状況を確認するという事
例もあり、災害時のドローンの活用は今後ますますふえていくものと思われま
す。

県内のドローンの導入状況を見ますと、昨年9月のアンケート調査結果では、44市町
村中11市町で導入済みとなっております。また、民間事業者と協定を締結し、ドローン
による撮影映像の提供を受けている団体が3市ありました。災害時におけるドローンの
活用にあたっては、操縦者の技術習熟や安全管理、プライバシーや肖像権への配慮など
の課題もあり、自治体独自で導入するケースと、災害時に民間事業者からドローンと操
縦者を組み合わせた形で送り込んでもらうような協定を締結するケースがございます。
ドローンの導入につきましては、今後その活用方法や運用方法について情報収集や事例
調査等を行い、前向きに検討してまいりたいと考えております。

また、被害対策に限らない幅広い活用の可能性についても、費用対効果等を見据えな
がら検討してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 教育長。

（教育長 赤松 治君登壇）

教育長（赤松 治君） 議席番号1番、増田光利議員の通告による一般質問にお答えい
たします。

保幼小連携の取り組みの概要につきましては、先ほど教育次長が答弁したとおりであ
ります。保幼小連携の取り組みの成果として、1つ目に、学校への不安感が薄れ、登校
を渋る児童が少なくなったこと、つまり滑らかなスタートが切れたということが1つ目
の成果だと思えます。2つ目に、育てほしい子どもの姿、これを幼児教育施設、それ
から小学校ともに共有することができ、切れ目のない一貫性のある支援ができたとい
うことが言えると思えます。いわゆる子どもの学びの連続性を確保できたと理解して
おります。

課題といたしましては、幼児教育施設と小学校の双方で、先ほど議員ご指摘のよう
な接続カリキュラム、スタートカリキュラム、それからアプローチカリキュラムとい
った幼児教育施設、それから小学校が共有すべき活動内容についての検証、改善をして
いく

ことが今後大切になっていくというふうに考えております。今後についても当町における就学前教育及び家庭教育の推進を積極的に図っていくつもりでおります。

また、学校教室を使用しての学童保育につきましては、余裕教室がない状況もありますので、難しい状況であるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（上野政男君） 再質問ありますか。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、再質問させていただきます。

保健福祉部長に質問したいのですが、先ほど老人会に交流サロンの助成金を支払っていることについて再質問したいと思います。1つ、助成金額の年間支払い額と支払い方法、他の地域の助成状況について、これがちょっと答弁漏れしていますので、お知らせいただきたいと思います。

あと2つ目、助成する理由の位置づけと活動状況の把握はしているのかという、この2点について質問いたします。

その内容において再々質問したいと思います。

議長（上野政男君） 保健福祉部長。

（保健福祉部長 塚原勝美君登壇）

保健福祉部長（塚原勝美君） 1番、増田光利議員の再質問にお答えいたします。

まず、町で助成しているサロンのほうですけれども、1カ所1回につき5,000円で、月4回実施していただいておりますので、5,000円掛ける4回掛ける1年12ということがございます。

それから、社会福祉協議会のほうで赤い羽根の共同募金を原資としている部分についての助成でございますが、まず最初に1年目から2年目につきましては3万円の助成を、それから3年目から5年目におきましては2万円を、6年目から10年目におきましては1万円を助成しております、11年目以降におきましては補助金はなしというような助成をさせていただきます。

それから、どのように活動の状況を把握しているのかということでございますが、町が助成している分については、実施するごとに町のほうに活動内容等を報告していただいております。社会福祉協議会で実施している部分につきましては町としては把握はし

ておりませんが、社会福祉協議会のほうで活動状況の把握はされているものと認識しております。

以上でございます。

議長（上野政男君） 最後に、再々質問ありますか。

1番、増田光利議員。

（1番 増田光利君登壇）

1番（増田光利君） 議長の許可を得ましたので、再々質問させていただきます。

ただいまの答弁では、老人会に社協のほうから1年目から3年目については3万円、その後2万円、6年目から10年については1万円、こういう助成の仕方をしているというふうに答弁がありましたけれども、これでは地域の福祉を充実させるという視点がちょっと欠けているのではないかというふうに私は思います。もちろん社協のほうで一生懸命取り組んでいることだと思いますけれども、もっと町が福祉に対して主導的な立場で進めていかないと根づかないと思います。

3万円という金額では、片方は、玉樹でやっているほうは1回につき5,000円です。今4回やっていますから2万円ですね。一月に2万円と1年で3万円かどうか、皆さん。これでは福祉に値しないと思います。これから高齢化社会にどんどんなっていく場合に、高齢者の方が地域で、近くで、例えば公民館とか、集落センターとか、そういうところで行けるよということ、私は考えているお茶飲み場といいますか、そういう施設をつくるべきだという提案なのです。こんな金額では、ただ指定の形を整えているだけというふうにしか判断できないと思います。もっと町が主体的になって、助成金額だけを言っているのではないのです。集落センターを使う場合、町が関与しないとなかなかその施設自体が使えないというネックがあるのです。皆さんもご承知だと思いますけれども、そういうことで、近くに高齢者が通って健康寿命を保ってもらおうということを考えておりますので、そのところをこれからも福祉費にもっと温かみのある費用をやっていただくように要望いたしまして、質問を終わりにしたいと思います。

議長（上野政男君） 以上で1番、増田光利議員の質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

議長（上野政男君） 次回は、あす午前9時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 零時03分)